力熊本県公報

号外 第 25 号の 2 平成 18 年 5 月 31 日 (水) (毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

規則

熊本県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 5 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第47号

熊本県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(昭和 56 年熊本県規則第 3 号)の一部 を次のように改正する。

第2条から第7条までを削る。

第8条中「第10条第1号ウ」を「第5条第1号ウ」に改め、同条を第2条とする。

第9条中「第11条第3項」を「第6条第3項」に、「(別記第8号様式)」を「(別記第1号様式)」に、「第17条の2」を「第13条」に、「第13条第2項」を「第24条第2項若しくは第33条第2項」に、「第17条第2項」を「第12条第2項」に、「(別記第9号様式)」を「(別記第2号様式)」に改め、同条を第3条とする。

第10条中「第11条第1項」を「第6条第1項」に、「(別記第10号様式)」を「(別記第3号様式)」に改め、同条を第4条とする。

第11条中「第12条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条を第5条とする。

第12条第1項中「第13条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第2項中「(別記第11号様式)」を「(別記第4号様式)」に改め、同条を第6条とする。

第13条中「第13条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条を第7条とする。

第14条中「第14条」を「第9条」に改め、同条を第8条とする。

第 15 条中「第 15 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項」に、「(別記第 12 号様式)」を「(別記第 5 号様式)」に改め、同条を第 9 条とする。

別表を削る。

別記第1号様式から別記第7号様式までを削る。

別記第8号様式(表)中「(第9条関係)」を「(第3条関係)」に、「第11条第1項」を「第6条第1項」に、「証明する」を「証明します」に改め、同様式(裏)中「抜すい」を「抜粋」に、「第11条」を「第6条」に改め、同様式を別記第1号様式とする。

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

-....6

セ

チ

別記第2号様式(第3条関係)

(表)

第 号

動物愛護管理員身分証明書

写真

所属

氏名

年 月 日生

上記の者は、熊本県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和55年熊本県条例第41号) 第13条の動物愛護管理員であることを証明します。

年 月 日交付

熊本県知事

印

(裏)

動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋)

(報告及び検査)

- 第24条 都道府県知事は、第10条から第19条まで及び前3条の規定の施行に必要な限度において、動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告及び検査)

- 第33条 都道府県知事は、第26条から第29条まで及び前2条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。
- 2 第 24 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

熊本県動物の愛護及び管理に関する条例(抜粋)

(報告の徴収及び立入調査)

- 第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、動物を飼養し、若しくは保管する者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員に飼養施設その他動物の飼養若しくは保管に関係のある場所(人の住居を除く。)に立ち入り、飼養施設の規模及び構造並びに動物の飼養若しくは保管の状況を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者 の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (動物愛護管理員)
- 第13条 知事は、法第24条又は第33条の規定による立入検査又は前条の規定による立入 調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるために、獣医師等動物の適正 な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する職員のうちから動物愛護管理員を任命す るものとする。

別記第9号様式を削る。 別記第10号様式中「(第10条関係)」を「第4条関係」に、「第11条第1項」を「第6 条第1項」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第11号様式中「(第12条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式を別記第4号 様式とする。

別記第12号様式中「(第15条関係)」を「(第9条関係)」に、「第15条第1項」を「第 10条第1項」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

この規則は、平成18年6月1日から施行する。